

2020年5月22日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
ガス料金および電気料金の特別措置の適用について
(支払期限延長の実施期間の追加)

武州ガス株式会社は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、一時的にガス料金および電気料金の支払いが困難であるお客さまに対して、支払期限の延長措置の適用を行いました。感染症のさらなる拡大及び長期化の影響を考慮し、延長措置の実施期間を追加することといたしました。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」および「総合支援資金」の貸付を受けたお客さま及び当社がガス料金・電気料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまで、ガス料金・電気料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容

＜ガス料金＞

2020年2月※、3月検針分の支払期限をそれぞれ3ヶ月間延長いたします。

2020年4月、5月検針分の支払期限をそれぞれ2ヶ月間延長いたします。

2020年6月検針分の支払期限を1ヶ月間延長いたします。

＜電気料金＞

2020年2月※、3月検針分の支払期限をそれぞれ3ヶ月間延長いたします。

2020年4月、5月検針分の支払期限をそれぞれ2ヶ月間延長いたします。

2020年6月検針分の支払期限を1ヶ月間延長いたします。

※支払期限日が3月25日(緊急小口資金・総合支援金の受付開始日)以降になるものに限りです。

特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

＜ガス料金＞

武州ガス 料金グループ

TEL : 049-241-9015 (平日 8:30～17:15)

＜電気料金＞

武州ガス 小売電気事業グループ

TEL : 049-247-3897 (平日 8:30～17:15)